



第24回

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2020年6月26日（金曜日）

午前10時

場 所

東京都新宿区西新宿七丁目2番4号

新宿喜楓ビル5階

A P 西新宿 5階会議室

目 次

株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
連結計算書類	17
計算書類	21
株主総会参考書類	
議 案 取締役4名選任の件 …	27

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。

会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。会場内には株主様のための消毒液を設置いたします。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

証券コード：2323

株式会社 f o n f u n

株 主 各 位

東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号
株 式 会 社 f o n f u n
代表取締役社長 林 和 之

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時までまでに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿七丁目2番4号 新宿喜楓ビル5階
A P 西新宿 5階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご覧ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第24期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

議 案 取締役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎法令及び当社定款第15条の規定に基づき、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表については、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載に代えてインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fonfun.co.jp/>) に掲載しております。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fonfun.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎株主総会決議通知については、本定時株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社グループを取り巻く環境に関しては、スマートフォンが市場の中心となり、業界再編が続いております。2019年12月末における携帯電話の契約数は1億8,280万件(前年同期比4.6%増 総務省発表資料による)であり、大幅な契約数増加が見込めないなか、総務省主導による政策の影響もあり、携帯電話端末の価格と通信料のバランスが変化してきています。主要通信キャリア以外の仮想移動体通信事業者(MVNO)の存在感も増し、一契約あたりの売上高(ARPU)は微減を続け、コンテンツビジネスにも影響を及ぼしております。主要携帯通信キャリアが主導してきたビジネスモデルは、今後も大きく変化していくことが予想されます。

このような状況下、当社グループは、株式会社fonfunにて主力事業であるリモートメール事業の維持・拡大に努めつつ、連結子会社である株式会社FunFusionにてショートメッセージ(SMS)を利用したサービスの機能強化と拡販を進めております。

当社グループの各セグメントの業績は次のとおりであります。

(1) リモートメール事業

当連結会計年度において、当社グループは、「リモートメール」の個人版サービス・法人版サービスともに成長市場であるスマートフォン市場での拡販とシステム運用コストの見直しを継続し、新サービスの販売にも力を入れ利益確保に努めました。

「リモートメール」個人版サービスにつきましては、フィーチャーフォン契約者減少による売上の減少を補うために、スマートフォン会員の獲得に注力いたしました。スマートフォンサービスを対象に、Webアフィリエイトと携帯電話販売店舗における入会販促活動、顧客満足度とサービスの継続利用率を上げるための機能改善を継続して実施しております。

「リモートメール」法人版サービスにつきましては、スマートフォンを含めたマルチデバイス化を進めた結果、法人版契約社数全体に対するスマートデバイスでの利用契約社数の割合が増加しております。お客様のニーズに丁寧に対応し、新機能の追加や新たなオプションサービスを開発することで、お客様の獲得、解約防止、利用単価の向上を図りました。さらに、法人向けサービスとし

て開発した「リモートブラウザ」、「リモートカタログ」や他社から提供を受けている「リモート・ビュー (AnyClutch Remote)」、「リモート名刺 (BizCompass)」など、リモートメール以外のスマートデバイス向けサービスの販売も強化しております。

また、一部の携帯販売店にて販売している、当社子会社・株式会社 FunFusionを販売元とする「モバイル活用パック」も引き続き、売上に寄与しております。

上記の結果、リモートメール事業の売上高は220百万円(前期比13.2%減)、営業利益は90百万円(前期比22.0%減)となりました。

(2) SMS事業

SMS事業はショートメッセージを利用した通知サービスであり、「らくらくナンバー」、「いけいけナンバー」、「いけいけナンバーAPI」と3つのサービスがあります。当連結会計年度においては、営業を注力する業界の絞込み、導入企業と同業種への事例紹介や、既存のお客様からのご紹介、展示会への出展、新規代理店の開拓と連携強化などにより新規のお客様の獲得に努めました。また、アンケート収集システム「アンケートつなぐ君」や2019年4月より提供を開始した安否確認ツール「緊急SMS」も導入企業を増やしつつあり、売上に寄与しております。

上記の結果、SMS事業の売上高は163百万円(前期比25.0%増)、営業利益60百万円(前期比134.7%増)となりました。

(3) 受託開発ソフトウェア事業

受託開発ソフトウェア事業は、コンピューターソフトウェア及びウェブシステムの設計、開発、販売等を行う事業であり、当社子会社であった株式会社アドバンティブにて実施しておりました。株式会社アドバンティブの全株式は当連結会計年度に売却しております。

受託開発ソフトウェア事業の売上高は28百万円(前期比62.7%減)、営業利益1百万円(前期比77.3%減)となりました。

(4) メディア事業

メディア事業は、2018年3月に譲受けた事業であり、ウェブコンテンツ提供に伴うウェブ広告収入を主な収益としております。

メディア事業の売上高は74百万円（前期比65.1%増）、営業利益20百万円（前期比72.5%増）となりました。

(5) ボイスメール事業

ボイスメール事業は、2019年12月に譲受けた事業であり、スマートフォンアプリを利用して音声情報をメールのようにやり取りできる法人向けのサービスであります。

ボイスメール事業の売上高は29百万円(前期なし)、営業利益8百万円(前期なし)となりました。

(6) その他

その他の売上は、主にシステム保守・ISP事業によるものであり、売上高は30百万円(前期比126.7%増)、営業利益5百万円(前期営業利益0百万円)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高545百万円(前期比1.3%増)、営業利益5百万円(前期比118.6%増)、経常利益5百万円(前期経常利益0百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益3百万円(前期親会社株主に帰属する当期純損失5百万円)となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

3. 資金調達の状況

2019年12月6日に第三者割当てによる新株式を発行し、これにより208百万円を調達いたしました。

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より短期借入金5百万円及び長期借入金110百万円の調達を実施しました。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2019年12月6日付で、株式会社武蔵野が運営するボイスメール事業を190百万円にて譲受けております。

5. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期	第 22 期	第 23 期	第 24 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千 円)	592,024	559,243	538,184	545,411
経常利益又は損失 (△ は 損 失) (千 円)	△26,104	△19,204	42	5,920
親会社株主に帰属 する当期純利益 (△ は 損 失) (千 円)	△30,613	△24,695	△5,905	3,945
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (△ は 損 失) (円)	△10.84	△8.75	△2.09	1.32
総 資 産 (千 円)	656,815	629,380	665,234	884,234
純 資 産 (千 円)	347,388	322,545	316,556	529,187
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	123.06	114.28	112.16	158.61

6. 重要な子会社の状況

(2020年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 な 事 業 内 容
株式会社 FunFusion	94,750千円	100%	S M S 事 業

当社は2019年7月1日に株式会社アドバンティブの株式を全て譲渡したため、連結対象子会社から除外しております。

7. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症は、社会に不可逆的な影響を与えると考えられており、当社グループもその影響を免れるものではありません。そのような状況下、当社グループは、変化の激しい業界環境の中で、継続して安定的な利益を確保するために、以下の課題に取り組んでまいります。

◎ リモートメール事業の維持・拡販

リモートメール事業には、リモート・ビューをはじめ、緊急事態宣言が出されたのちに急速に広まってきたテレワーク環境に親和性の高いサービスがあり、需要が高まっております。当社としましては、この需要の高まりに応じていくことに社会的意義を見出しており、サービス品質の向上に努め、認知度を上げ、より多くのお客様に使っていただく努力を継続してまいります。

また、主力商品の一つであるリモートメールにつきましては、競合企業に対する競争優位性を保持して、ユーザー数を維持拡大することが課題となっております。また、そのノウハウと販路を活用して、いかに新たな収益源となるサービスを作るかも課題と捉えております。

法人版において、お客様のご要望に沿って追加した機能を有料オプション化することでお客様単価を高めるとともに、個人版においても解約防止につなげ、契約数の減少による売上高の減少を緩和させてまいります。リモートメールで培ったノウハウを基に新たなビジネスツールを開発しており、新サービスとして既存のお客様を中心に販売を強化しており、こちらも売上に寄与すると見込んでおります。

◎ SMS事業の拡販

少ないリソースで大きな効果が得られるよう営業対象を絞り込むとともに、広告宣伝を強化し認知度を上げ、代理店による販売についても注力し、営業効率を高めてまいります。既存のお客様からのご紹介による開拓を進め、お客様の売上向上や業務改善につながった成功事例を同業種の企業へ広告することによりSMS利用形態の多様化を図り、お客様満足度を上げることで送信数を増やし、売上高を上げてまいります。

また、利益率の高いソリューション商品を積極的に拡販し、利益向上に努めてまいります。

◎ ボイスメール事業の統合

2019年12月に事業譲受したボイスメール事業については、販売代理店と緊密な連携をとり、顧客基盤を維持しつつ、クロスセルの推進と既存サービスとの連携によるシナジーの創出を目指してまいります。

◎ 感染防止策の徹底及びテレワーク体制の確立

厚生労働省が発表した「新しい生活様式」にも、働き方の新しいスタイルとして「テレワークやローテーション勤務」「会議はオンライン」などが例示されております。当社としましても喫緊の課題として企業として持続可能なテレワーク体制の確立のために、制度面・設備面での対応を急ぐ必要があると考えております。

8. 主要な事業内容

(2020年3月31日現在)

事業区分	事業内容等
リモートメール事業	当社の基幹サービスである「リモートメール」の配信事業
S M S 事業	「らくらくナンバー」を中核とする、SMSを利用した事業
メディア事業	アフィリエイト広告を収益源とするウェブサイト運営事業
ボイスメール事業	スマートフォンアプリを用いたボイスメール運営事業

9. 主要な営業所

(2020年3月31日現在)

(1) 当社

本 社	東京都渋谷区
-----	--------

(2) 子会社

株式会社 FunFusion	東京都渋谷区
----------------	--------

10. 使用人の状況

(2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
16名	5名減	36.6歳	5.9年

- (注) 1. 使用人数には、パート及び嘱託社員は(2名)は含んでおりません。
2. 当連結会計年度内に株式会社アドバンティブが連結子会社から除外されておりますので、前年度に比べ使用人数が減っております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9名	1名減	39.1歳	8.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は(2名)は含んでおりません。

11. 主要な借入先の状況

(2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
城 南 信 用 金 庫	104,396千円
西 武 信 用 金 庫	66,264千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	40,000千円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	35,331千円
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	26,300千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	4,000千円

Ⅱ 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 8,500,000株
2. 発行済株式の総数 3,380,920株（自己株式44,581株を含む）
3. 株主数 2,751名
4. 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 武 蔵 野	1,318,000株	39.5%
CBI 合 同 会 社	442,300株	13.3%
賀 川 正 宣	135,000株	4.0%
株式会社 N S K Kホールディングス	102,500株	3.1%
サイブリッジグループ 株式会社	63,000株	1.9%
株 式 会 社 SBI 証 券	53,900株	1.6%
賀 川 志 麻 子	32,300株	1.0%
堀 邊 基 信	25,900株	0.8%
渡 野 安 春	25,600株	0.8%
auカブドットコム証券 株式会社	23,800株	0.7%

(注) 持株比率は自己株式(44,581株)を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	林 和 之	株式会社FunFusion 代表取締役
取 締 役	八 田 修 三	経営管理部部長 株式会社FunFusion 監査役
取 締 役	岩 崎 健	サービス推進部部长 株式会社FunFusion 取締役
取 締 役	横 山 伸 也	株式会社FunFusion 取締役
取 締 役	斉 木 修	株式会社武蔵野 経営サポート事業部本部長
取 締 役	本 瀬 健	サイブリッジグループ株式会社 統括本部長
常 勤 監 査 役	秋 吉 麗 子	秋吉公認会計士事務所 所長 良公監査法人 代表社員
監 査 役	藤 原 靖 夫	弁護士 サン債権回収株式会社 取締役
監 査 役	宮 嶋 邦 彦	株式会社インスクエア 代表取締役社長 東和レイディクス株式会社 監査役 株式会社プラスアルファ 監査役

- (注) 1. 取締役斉木修氏は社外取締役であります。
 2. 監査役秋吉麗子、藤原靖夫、宮嶋邦彦の各氏は社外監査役であります。
 3. 監査役藤原靖夫氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
 4. ①常勤監査役秋吉麗子氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ②監査役藤原靖夫氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ③監査役宮嶋邦彦氏は企業経営者として豊富な経験・知識をもっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 取締役水口翼氏は、2019年6月27日開催の第23回定時株主総会の終結の時をもって、取締役を退任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役	7名	39,300千円
(うち社外取締役)	(2名)	(1,500千円)
監査役	3名	6,000千円
(うち社外監査役)	(3名)	(6,000千円)
合計	10名	45,300千円

(注) 上記には2019年6月27日開催の第23回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区分	氏名	兼 職 先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	斉 木 修	株式会社武蔵野	経営サポート 事業部本部長	同社は当社のその他の関係会社にあたります。
監査役	秋 吉 麗 子	秋吉公認会計士事務所 良公監査法人	所長 代表社員	当社と同所との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	藤 原 靖 夫	サン債権回収株式会社	取締役	当社と同社との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	宮 嶋 邦 彦	株式会社インスクエア 東和レイディクス株式会社 株式会社プラスアルファ	代表取締役社長 監査役 監査役	当社と各社との間に重要な取引その他の関係はありません。

(2) 主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取 締 役	斉 木 修	当事業年度に開催された取締役会には、16回のうち16回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	秋 吉 麗 子	当事業年度に開催された取締役会には、16回のうち16回、また、監査役会には、14回のうち14回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	藤 原 靖 夫	当事業年度に開催された取締役会には、16回のうち14回、また、監査役会には、14回のうち13回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	宮 嶋 邦 彦	当事業年度に開催された取締役会には、16回のうち16回、また、監査役会には、14回のうち14回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

Ⅳ 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

V 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

◎内部統制システムに関する基本方針（最終改定 2016年5月25日）

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、企業価値の向上を図り、当社グループのステークホルダー（株主、顧客、取引先、従業員）の皆様にご貢献することを経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組み、また金融商品取引法に対応するための計画をとりまとめるなど、内部統制システムの充実に努めております。
- ②当社は、監査役制度を採用しております。毎月開催される取締役会への監査役の出席を通じ、取締役会の決定の監督、監視を行うとともに、経営会議等の重要会議への常勤監査役の出席等により、法令順守の面も含む適宜、適切なアドバイスを行う体制をとっております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、その者が責任者となり、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理しております。
- ②保管及び管理の状況に関しては、定期的に検証し、必要に応じて見直し等を行っており、検証及び見直しの結果を、取締役会にて取締役及び監査役に報告しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、代表取締役社長の下に、常勤取締役、常勤執行役員で組織する経営会議を設置し、全般的なリスク管理を統括するとともに、取締役又は執行役員を委員長とし、関係部門の担当者も参加するコンプライアンス委員会、非常時対策委員会などの委員会を設置して、各部門のリスクを継続して管理する体制を構築しております。
- ②経営管理部は、各委員会と連携し、主体となり、規程の整備と検証・見直しを図ります。
- ③当社は、代表取締役社長に直属する部門として内部監査室を設置し、内部監査担当者が監査役及び会計監査人並びに顧問弁護士のほか、各委員会などとも連携のうえ、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目の適切さを確認し、必要に応じてこれらの改定を行っております。
- ④内部監査室の監査により、法令・定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び監査役会に通報される体制を構築しております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、執行役員制度を導入しており、変化の激しい経営環境に対応するため取締役が執行役員を兼務し、経営及び業務執行のスピードアップを図る体制を構築しております。また、迅速緊密な情報共有を図るため常勤取締役及び常勤執行役員で組織する経営会議は、常勤監査役も出席し毎週1回開催しております。
- ②当社は、定例の取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定を行っており、各取締役の業務執行状況の監督等を目的に、取締役会には監査役が参加しております。また取締役の業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。

- ③ 日常の職務執行に関しては、職務権限規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が効率的に業務を執行できる体制をとっております。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする社員倫理方針等、コンプライアンス体制に関する規程の整備をするとともに、役職員への教育を実施し、コンプライアンス意識の維持向上を推進しております。
- ② 当社は、代表取締役社長の直属部門として内部監査室を設置し、監査役及び会計監査人並びに顧問弁護士のほか、社内各委員会とも連携のうえ、コンプライアンスの状況を定期的に監査しており、これらの活動は、監査役に報告されております。
- ③ 当社は、内部通報規程に基づき、法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査室及び常勤監査役を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し運用を行っております。

(6) 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループ全体における業務の適正を確保するために、子会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について内部監査室が当社規程に準じて評価及び監査を行います。
- ② 経営管理部を主体とし、子会社に適用する社員倫理方針等、コンプライアンス体制に関する規程の整備・維持・向上を推進しております。
- ③ 当社の取締役、監査役又は執行役員等を、子会社の取締役又は監査役として派遣し、重要事項決定への参画、業務執行状況の監督等を行っております。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、代表取締役社長は、内部監査室内に監査役の職務を補助すべき使用人を配置することとし、人数・その他具体的な内容につきましては、監査役会と相談し、その意見を充分考慮して検討いたします。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係わる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとし、当該従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要としております。

(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ 当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

ロ 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

①毎月1回開催している当社の定例取締役会には、原則全監査役が同席するため、取締役は、この場にて必要な報告、情報提供を行っております。

主な報告・情報提供の内容は以下のとおりです。

(a) 当社及び当社グループの業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容

(b) 当社及び当社グループの内部統制システムの構築に係わる部門の活動状況

(c) 当社及び当社グループの重要な会計方針、会計基準の変更

②内部監査担当及びその他の使用人は、必要に応じて随時、報告、情報提供を行っております。また内部通報制度により、当社及び当社子会社使用人等から常勤監査役へは、いつでも内密に情報提供ができる体制を構築しております。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の内部通報規程において、当社グループの社員等が監査役に対して直接、及び間接的に通報を行うことを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇、その他の不利な取扱いの禁止を明記しております。

(11) 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、経営管理部等の関連部署において審議のうえ、当該費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を適切に処理することとしております。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換の場を設定しております。

②取締役は、法令に基づく事項の他、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしております。

◎業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、関連諸規程の整備を実施しております。

また、当社のコンプライアンス委員会は当事業年度において1回開催され、原則として内部監査室長及び常勤監査役が出席のうえ、内部統制システムが有効に機能していることの確認を行っております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配するものあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。配当につきましては、経営基盤の強化と事業展開に備えるための内部留保を鑑みながら、各期の経営成績を考慮し決定することとしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社では当社定款において中間配当を行うことができる旨を定めております。

今後につきましては、分配可能額を確保した上で、将来の事業展開に備えた内部留保とのバランスを図りながら毎期の業績、財務状況等を総合的に勘案しつつ、株主の皆様への利益配分を検討してまいります。

この基本方針に基づき、当事業年度に係る配当につきましては、剰余金の状況を考慮し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告記載中の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示未満の端数を四捨五入にて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	620,073	流 動 負 債	174,150
現金及び預金	493,940	買掛金	15,170
売掛金	100,924	短期借入金	41,664
短期貸付金	382	1年内返済予定の長期借入金	72,844
その他	25,010	未払法人税等	17,034
貸倒引当金	△185	賞与引当金	1,061
固 定 資 産	262,677	未払金	16,009
有形固定資産	9,870	その他	10,365
建物	3,294	固 定 負 債	180,896
工具、器具及び備品	6,575	長期借入金	161,783
無形固定資産	242,365	退職給付に係る負債	19,113
のれん	237,169		
商標権	1,532	負 債 合 計	355,047
ソフトウェア	3,663	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	10,442	株 主 資 本	529,187
投資有価証券	5,000	資 本 金	2,391,985
長期未収入金	781,046	資 本 剰 余 金	785,941
その他	5,442	利 益 剰 余 金	△2,474,318
貸倒引当金	△781,046	自 己 株 式	△174,421
繰 延 資 産	1,483		
株式交付費	1,483	純 資 産 合 計	529,187
資 産 合 計	884,234	負 債 ・ 純 資 産 合 計	884,234

連結損益計算書

(2019 年 4月 1 日から
2020 年 3月 31 日まで)

科 目	金	額
売 上 高		545,411
売 上 原 価		159,710
売 上 総 利 益		385,700
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		379,999
営 業 利 益		5,700
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	78	
受 取 手 数 料	2,567	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,640	
助 成 金 収 入	950	
そ の 他	1,321	6,557
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,036	
新 株 発 行 費	167	
株 式 交 付 費 償 却	160	
そ の 他	974	6,337
経 常 利 益		5,920
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	7,456	7,456
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,497	1,497
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		11,880
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,767	
法 人 税 等 調 整 額	167	7,935
当 期 純 利 益		3,945
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,945

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社 f o n f u n
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 小笠原 直 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 戸城 秀樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 f o n f u n の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 f o n f u n 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	593,846	流 動 負 債	159,926
現金及び預金	483,707	買掛金	9,458
売掛金	80,427	短期借入金	41,664
前払費用	13,474	1年内返済予定の長期借入金	72,844
未収消費税	11,422	未払金	11,940
その他	4,968	未払費用	5,540
貸倒引当金	△153	預り金	711
固 定 資 産	278,371	未払法人税等	16,744
有 形 固 定 資 産	9,640	賞与引当金	624
建物	3,294	前受金	254
工具、器具及び備品	6,345	その他の他	143
無 形 固 定 資 産	238,510	固 定 負 債	180,896
のれん	237,169	長期借入金	161,783
商標権	1,185	退職給付引当金	19,113
ソフトウェア	154		
投資その他の資産	30,221	負 債 合 計	340,823
投資有価証券	5,000	純 資 産 の 部	
関係会社株式	19,779	株 主 資 本	532,878
出資金	30	資本金	2,391,985
長期未収入金	781,046	資本剰余金	785,941
敷金保証金	3,811	資本準備金	785,941
貸倒引当金	△781,046	利 益 剰 余 金	△2,470,626
長期前払費用	1,600	その他利益剰余金	△2,470,626
		繰越利益剰余金	△2,470,626
繰 延 資 産	1,483	自 己 株 式	△174,421
株式交付費	1,483	純 資 産 合 計	532,878
資 産 合 計	873,701	負 債 ・ 純 資 産 合 計	873,701

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金	額
売 上 高		366,391
売 上 原 価		88,640
売 上 総 利 益		277,750
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		276,914
営 業 利 益		835
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	263	
経 営 指 導 料	12,550	
受 取 手 数 料	2,567	
雑 収 入	1,518	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,640	18,539
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,988	
新 株 発 行 費	167	
株 式 交 付 費 償 却	160	
雑 損 失	398	
そ の 他	537	6,251
経 常 利 益		13,123
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	23,000	23,000
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,497	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	102,360	103,857
税 引 前 当 期 純 損 失		△67,734
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		7,009
当 期 純 損 失		△74,743

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社 f o n f u n
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 笠 原 直 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 戸 城 秀 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 f o n f u n の2019年4月1日から2020年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

株式会社fonfun 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 秋 吉 麗 子 ㊟

監 査 役（社外監査役） 藤 原 靖 夫 ㊟

監 査 役（社外監査役） 宮 嶋 邦 彦 ㊟

以 上

株主總會参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役4名選任の件

取締役全員（6名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	はやし かず ゆき 林 和 之 (1960年8月20日)	1983年9月 株式会社日本情報研究センター（現株式会社NTTデータNJK）入社 1991年2月 株式会社九州アクセル設立 代表取締役副社長 1996年4月 同社 代表取締役社長 2002年5月 株式会社アクセル 取締役副社長 2009年5月 当社 執行役員 リモートメール事業部法人統括 2009年12月 株式会社FunFusion 監査役 2010年4月 当社 執行役員 リモートメール事業部統括 2011年6月 当社 代表取締役社長（現任） 2012年3月 株式会社FunFusion 取締役 2015年12月 株式会社アドバンティブ 代表取締役 2016年3月 株式会社FunFusion 代表取締役（現任） 2016年6月 株式会社e-エントリー 取締役	一株
2	はっ た しゅう ぞう 八 田 修 三 (1967年4月6日)	1993年4月 日本インターシステムズ株式会社 入社 2002年1月 ネットビレッジ株式会社（現株式会社fonfun）入社 2007年4月 当社 開発制作部部長 2008年4月 当社 ソリューション事業部 担当部長 2009年4月 当社 リモートメール事業部 担当部長 2009年3月 当社 経営管理部 担当部長 2009年6月 当社 取締役執行役員 経営管理部部長 2009年6月 株式会社FunFusion 取締役 2009年7月 当社 経営管理部部長兼システム部部長 2014年10月 株式会社e-エントリー 代表取締役 2016年4月 株式会社FunFusion 監査役（現任） 2016年11月 当社 取締役執行役員 経営管理部部長（現任）	500株

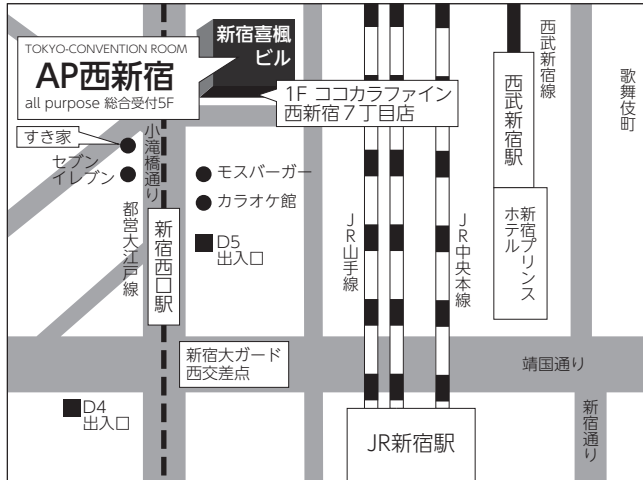
候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	さい き おさむ 齊 木 修 (1972年12月16日)	1997年4月 株式会社武蔵野 入社 2007年5月 同社 JQA事務局 部長 2009年5月 同社 経営サポート事業部 営業部 部長 2011年6月 当社 社外監査役 2012年1月 株式会社武蔵野 クリーンサービス事業 部営業部 部長 2012年3月 当社 社外取締役(現任) 2012年11月 株式会社武蔵野 ホームインステッド事 業部 本部長 2016年1月 同社 シニアライフコンサルティング事 業部 本部長 2017年2月 同社 経営サポート事業部 本部長(現 任)	一株
4	みず ぐら つばさ 水 口 翼 (1975年2月11日)	2004年5月 株式会社シンクマーク(現サイブリッジ グループ株式会社)設立 代表取締役(現 任) 2005年12月 株式会社バリュープレス監査役(現任) 2011年1月 オールケーボンジャパン株式会社設立 取締役(現任) 2011年8月 サイブリッジベンチャーズ株式会社設立 取締役 2012年5月 株式会社ネイキッドテクノロジー 代表 取締役 2013年3月 株式会社デジタルイズ(現株式会社サイ ブリッジ) 代表取締役 2015年6月 当社 社外取締役	一株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 齊木修氏及び水口翼氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由は、次のとおりであります。
- 齊木修氏につきましては、株式会社武蔵野にて経営サポート事業部本部長に就いており、企業経営に関する豊富な経験や専門的な知見を有し、経営全般に対して有効な助言を期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 水口翼氏につきましては、サイブリッジグループ株式会社を始めとして多数の企業にて経営者としての経験を有しており、企業経営に関する豊富な経験や専門的な知見を有し、経営全般に対して有効な助言を期待して、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 齊木修氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって、8年3ヶ月となり、社外監査役を含めた在任期間は9年となります。
5. 当社は齊木修氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、齊木氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、水口氏の選任が承認された場合には、新たに同内容の契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿七丁目 2 番 4 号 新宿喜楓ビル 5 階
A P 西新宿 5 階会議室
電話：03-5348-6109



交通機関

J R ・ 小田急 ・ 京王 ・ 都営新宿線「新宿」駅より徒歩 6 分
都営大江戸線「新宿西口」駅 D 5 出口より徒歩 3 分
西武新宿線「西武新宿」駅より徒歩 3 分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場
はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。